

県有施設における大規模イベント等の取扱いについて

令和2年9月17日
危機管理部

- 施設において、イベントの開催制限を緩和する場合(美術館、博物館等を含む)は、「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)に基づき、各施設で作成している「業種別ガイドライン」の見直しを行うこと。
- 引き続き、全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班に事前相談すること。